安全管制局　2025 年 10 月 9 日 09:00
商務部公告 2025 年第 62 号

「レアアース関連技術に対する輸出管理実施の決定」
【発出機関】安全与管制局
【文書番号】商務部公告 2025 年第 62 号
【発布日】2025 年 10 月 9 日
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_054730cc0e5b49dfaad3f0fc4f9d0893.html

———

国家の安全と利益を守るため、中華人民共和国《輸出管理法》《デュアルユース物項輸出管理条例》など関連法令の規定に基づき、国務院の批准を経て、レアアース関連技術等の品目に対して輸出管理を実施することを決定する。関連規定は以下の通り。

———

一、輸出許可が必要な対象物項
以下の品目は、許可なしに輸出してはならない。
1. レアアースの採掘、精錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、レアアース二次資源回収利用に関する技術およびその媒体（管理コード：1E902.a）
2. 上記分野における生産ラインの組立、試運転、保守、修理、アップグレード等の技術（管理コード：1E902.b）
また、輸出者が、管制対象ではない貨物・技術・サービスであっても、それが国外でのレアアース採掘・精錬・金属冶金・磁材製造・二次資源回収利用に使用されることを知っている、または実質的に助長する場合には、
《輸出管理法》第 12 条および《デュアルユース物項輸出管理条例》第 14 条に基づき、輸出前に商務部の許可を申請しなければならない。 許可なく提供してはならない。
本公告でいう「レアアース」「精錬・分離」「金属冶金」「レアアース二次資源」の定義・範囲は、《レアアース管理条例》の規定による。
また「磁性材料製造技術」とは、サマリウムコバルト磁石（SmCo）、ネオジム鉄ホウ素磁石（NdFeB）、セリウム磁石の製造技術を指す。
本公告でいう「技術およびその媒体」には、設計図面、工程仕様、プロセスパラメータ、加工プログラム、シミュレーションデータなど、技術関連資料・データが含まれる。

———

二、輸出および輸出者の定義
本公告でいう「輸出経営者」には、中国の公民、法人、非法人組織、および中国国内に所在するすべての自然人・法人・非法人組織が含まれる。
「輸出」とは、管制対象品目を中国国内から国外へ移転すること、または国内外を問わず外国組織・個人に提供することを指し、
貿易形態による輸出だけでなく、知的財産権のライセンス、投資、交流、贈与、展示、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、雇用・委託、コンサルティングなど、いかなる形での提供も含む。

———

三、輸出許可の申請

輸出経営者は、《デュアルユース物項輸出管理条例》第 16 条に基づき、商務部に輸出許可を申請しなければならない。

· 技術の輸出を申請する場合は、【付属書 1】に基づき《輸出管理対象技術の移転・提供状況説明書》を併せて提出すること。

· 中国国内で外国組織・個人に対して技術を提供する場合は、【付属書 2】に基づき《国内における輸出管理対象技術提供状況説明書》を併せて提出すること。

輸出経営者は《デュアルユース物項輸出管理条例》第 18 条などの規定に従って、許可証を適正に使用し、報告義務を履行しなければならない。

———

四、コンプライアンス義務

輸出経営者は、コンプライアンス意識を高め、輸出予定の貨物・技術・サービスの性能・主要用途を把握し、

それがデュアルユース物項に該当するかどうかを確認する責任がある。

判断できない場合、または本公告の対象に該当するか不明な場合は、商務部に相談することができる。

———

五、第三者の責任

いかなる組織・個人も、本公告に違反する行為に対して仲介、斡旋、代理、運送、配送、通関、電子商取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供してはならない。

サービス提供者は、関係する輸出活動が本公告の規制対象であるか、輸出許可の申請中または取得済みであるかを自主的に確認する義務がある。

既に輸出許可を取得した者は、サービス提供者に許可証を提示しなければならない。

———

六、適用除外

以下の技術は、本公告の管轄外とする。

· 既に**公共領域（パブリックドメイン）**に入っている技術

· 基礎科学研究に用いられる技術

· 通常の特許出願に必要な技術

ただし、本公告の施行日以降、未公開の管制対象技術を不特定多数に無許可で公開した場合は、《輸出管理法》第 34 条に基づき処罰される。

———

七、国外活動への支援禁止

中国の公民、法人、非法人組織は、許可なく国外のレアアース採掘、精錬・分離、金属冶金、磁材製造、レアアース二次資源回収利用活動に実質的な支援・協力を提供してはならない。

違反した場合、《輸出管理法》および《デュアルユース物項輸出管理条例》の関連規定に基づき処罰される。

———

八、施行日およびリスト更新

本公告は公布日（2025 年 10 月 9 日）より施行する。

併せて《デュアルユース物項輸出管理リスト》も更新される。

———

付属書：

1. 《輸出管理対象技術の移転・提供状況説明書》記入ガイド.wps
2. 《国内における輸出管理対象技術提供状況説明書》記入ガイド.wps

———

中華人民共和国 商務部

2025 年 10 月 9 日